

京都市告示第434号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

令和5年11月20日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人CCR 林ハートクリニック	中京区西ノ京職司町75番地1	令和5年10月1日
医療法人社団圭春会 梅の宮医院	右京区梅津西浦町22番地8	令和5年9月20日
いわさき整形外科医院	東山区三条大橋東入る四丁目七軒町22	令和5年10月2日
社会福祉法人悠久会 さつき診療所	伏見区醍醐川久保町18番地1	令和5年9月1日
中安外科医院	西京区大原野西竹の里町1丁目16	令和5年10月1日
薬局ダックス京都唐橋経田店	南区唐橋経田町4番地2	令和5年11月1日
ユタカ薬局百万遍	左京区吉田泉殿町1番地71階	令和5年11月1日
きくち薬局 東野店	山科区東野南井ノ上町12番地8 1階	令和5年11月1日
えん訪問看護ステーション京都	南区西九条島町35-11	令和5年8月1日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)